

## 大阪府障害者施策推進協議会 手話言語条例評価部会 専門分科会運営要領

令和4年2月4日

部会長決定

## (趣旨)

第一条 この要領は、大阪府障害者施策推進協議会要綱第5条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会手話言語条例評価部会専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## (職務)

第二条 専門分科会は、大阪府障害者施策推進協議会要綱第2条に掲げる手話言語条例評価部会の担当事務のうち、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づく施策への助言や評価等をより効果的に推進するため、専門的な知見をもって調査審議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

## (組織)

第三条 専門分科会を組織する委員（以下「専門分科会委員」という。）は6名以内とする。  
2 専門分科会委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の専門分科会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (庶務)

第四条 専門分科会の庶務は、福祉部障がい福祉室自立支援課において行う。

## 附 則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。